平成２９年度
茨木市立北中学校いじめ防止基本方針

（いじめの定義）

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法第二条第一項＞

（学校教育目標）

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもを目指して

1　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや茨木警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2　いじめの防止等のための基本となる事項

（１）基本施策

①学校におけるいじめの防止

生徒等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア　絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進

イ　わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

ウ　障がいのある生徒への理解を深め、すべての生徒にとって安心・安全な学校作りの推進

エ　規範意識の醸成（キャンペーン集会と連動した道徳教育の推進）

オ　生徒会活動の活性化（キャンペーン集会や委員会との連動）、体験活動の充実

カ　いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

②いじめの早期発見のための措置

ア　いじめ調査等

・生徒対象　生活アンケート　年３回（７月、１１月、２月）

・教育相談週間の設定　年３回

イ　いじめ相談体制

・相談体制の整備　【窓口：校長、教頭、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、養護教諭】

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

ウ　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・児童生徒への情報モラル教育

・犯罪被害防止教室の実施

・保護者への啓発

（２）いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

＜構成員＞　チーフ　校長

教頭、こども支援コーディネーター、生徒指導主事、ＳＥ、養護教諭、支援主担、各学年教育相談係、ぷあぷあ担当、スクールカウンセラー

＜活動＞

・いじめ防止に関すること

・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

・いじめ事案への対応に関すること

・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

＜開催＞

・週１回（火曜３限）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

ア　いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ　いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ　速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び茨木警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

（別添）資料１　いじめ防止等に関する年間計画　　茨木市立北中学校

平成２９年度　いじめの防止等に関する年間計画				
	学校	生徒	保護者	地域・その他
４月	校内研修			
５月			家庭訪問	
６月		校外学習・修学旅行 キャンペーン集会	土曜参観	学校公開　教育シンポジウム
７月	校内研修		教育相談	
８月	校内研修			
９月		体育祭 キャンペーン集会		防災訓練
10月		合唱祭		学校公開
11月		２年職場体験学習		多文化のつどい
12月	校内研修		教育相談	年末一斉清掃　　子育てサロン
１月		キャンペーン集会		
２月				学校公開
３月	検証・総括			

「道徳」「学活」「総合的な学習」の深化・充実

１年生：人間関係づくり、異文化理解・多文化共生

２年生：キャリア教育、部落問題学習

３年生：男女共生、進路学習